

休日窓口を開設します〜市民課

**3月20日・27日の土曜日と
3月28日・4月4日の日曜日
午前中は窓口業務を行います**

市民課では、転入や転出、転居に伴う住民異動が多い3月末と4月初めの土・日曜日に次のとおり窓口業務を行います。

業務日 3月20日・27日の土曜日と、3月28日・4月4日の日曜日
 曜日 曜日
 業務時間 午前8時30分〜正午
 業務の内容

- ◆住民票や戸籍などの各種証明書の発行
- ◆転入届や転出届、転居届など住民異動届の受付
- ◆戸籍届の受付（受付のみで受理はできません）
- ◆印鑑登録の受付と印鑑登録証明書発行
- ◆外国人登録の受付と証明書の発行
- ◆住民票広域交付、住民基本台帳カード業務、公的個人認証の電子証明書申請等はできません。
- ◆庁舎正面出入口をご利用ください。
- ※ポルトガル語の通訳も待機します。

住所が変わる場合は、届け出が必要です

引っ越しなどが大変多くなる時期を迎えます。市内外に引っ越しをし、住所が変わる場合、手続きが必要です。

そこで、住所が変わる場合に必要な代表的な届け出を下の表で紹介いたします。

問い合わせ先 市民課 ☎ 30-6111番、FAX 22-1398番

ご注意ください 年度末・年度初めは、大変混雑します

年度末・年度初めの受付窓口は、大変混雑します。特に月曜日と金曜日は混雑が予想され、待ち時間が長くなります。できるだけほかの曜日をご利用ください。

なお、毎週木曜日（祝日を除く）は、午後7時まで窓口業務を延長していますので、ご利用ください。

住所が変わるときには、届け出が必要です

種類	どんなときに必要か	届出期間	窓口を持参するもの
転入届	ほかの市町村や国外から彦根市に引っ越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	◆転出証明書（旧住所の市町村で発行） ◆窓口に来られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に来られる人と彦根市において同一世帯でない人の転入届については、委任状が必要
転居届	彦根市内で引っ越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	◆窓口に来られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に来られる人と彦根市において同一世帯でない人の転居届については、委任状が必要 ◆国民健康保険証（加入している人のみ） ◆介護保険証（加入している人のみ） ◆写真付き住民基本台帳カード（彦根市で交付している人のみ）
転出届	彦根市からほかの市町村や国外に引っ越すとき	転出（予定）日のおよそ14日前から転出後14日以内	◆窓口に来られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に来られる人と彦根市において同一世帯でない人の転出届については、委任状が必要 ◆印鑑登録証（登録している人のみ） ◆国民健康保険証（加入している人のみ） ◆介護保険証（加入している人のみ） ◆後期高齢者医療被保険者証（該当する人のみ） ◆住民基本台帳カード（彦根市で交付している人のみ）

注意点 ◆国外からの転入は、転出証明書の代わりにパスポート、戸籍の附票（本籍が彦根市でない人のみ）が必要です。
◆同居人として転入、または転居する時は、世帯主の同意が必要です。

※窓口に来られる人の本人確認ができる書類

- ①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など官公署が発行した書類（写真付き）のいずれか1点
 - ②ア【健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）、年金手帳（証書）、印鑑登録証など】のいずれか2点
 - イ【学生証、法人が発行した身分証明書など】のいずれか1点と上記アのいずれか1点
- ※いずれも持っていない場合は、後日、本人あてに届出があったことを通知します。

消防だより

問い合わせ先 消防本部予防課 ☎ 22-0332番、FAX 22-9427番



3月1日(月)〜7日(日)は 春の火災予防運動 消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子

火災が発生しやすい季節です。火災予防運動は、一人ひとりが火災予防に対する意識を高めていただき、火災による死傷者の発生や、財産の損失を防ぐことを目的に、毎年実施しています。皆さんも火災予防に対する関心を高め、家庭や地域から火災が発生しないよう、火の取り扱いにじゅうぶん注意しましょう。

家庭や地域での推進事項

- 1) 住宅用火災警報器の設置推進
- 2) 住宅用火災機器などの普及推進
- 3) 放火されない環境づくりの推進
- 4) 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」の推進

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント 〜3つの習慣・4つの対策〜

3つの習慣
(1)寝たばこは、絶対しない。

4つの対策

- 1) 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2) 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 3) 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する。
- 4) お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。

平成21年 管内の火災・救助・ 救急事故の発生状況

彦根市消防本部では、管内（彦根市・犬上郡）で発生した火災・救助・救急事故の状況を統計にまとめ、公表しています。

火災概要

平成21年中に発生した火災は47件で、前年と比べ11件の減少と

	平成20年中	平成21年中
出火件数	58	47
建物火災	42	21
林野火災	0	1
車両火災	3	8
その他火災	13	17
原因		
第1位	放火の疑い	たばこ
第2位	たばこ・こんろ	放火
第3位	ストーブ	放火の疑い
死者	1	2
負傷者	4	2

	出場件数
交通事故	31
水難事故	2
機械事故	1
建物事故	6
ガス酸欠事故	1
その他の事故	9
活動件数	20
救助人員	22

	出場件数
火災	1
水難	3
交通事故	714
労働災害	36
運動競技	34
一般負傷	684
加害	25
自損行為	70
急病	3,026
その他	239
搬送件数	4,418
救助人員	4,548



なっています（表1）。火災の種類ごとの内訳は、「建物火災」が21件と、全火災の約45%を占めています。次いで「その他の火災」17件、「車両火災」8件となっています。

火災の原因については、第1位が「たばこ」の8件、第2位が「放火」の5件、第3位が「放火の疑い」の4件となっています。「放火」と「放火の疑い」を合わせると、毎年火災原因の上位に挙げられています。放火の危険から地域社会を守るためには、地域が一体となり、放火されにくい地域環境をつくり出すことが大切です。

救助・救急概要

平成21年中の救助出場件数は50件で、前年より1件減少しています。内訳は、

「交通事故」31件、次いで「その他の事故」9件となっています（表2）。

一方、救急出場件数は4,832件でした（表3）。これは、前年と比べると1,022件大幅に増加し、また同じく、救急車により搬送された人も4,548人と前年に比べ69人増加しました。本日に救急車を必要とする人のために、救急車がすぐ駆けつけられるよう、住民の皆さんには救急車の適正な利用をお願いします。

また、消防本部では、救急車が出場中で救急車の到着が遅れるときには、消防車で救急資器材を積載して出場し救急活動するPA連携（消防車と救急車が連携して、救急活動を行うこと）を行っていますので、ご理解をお願いします。